

自治体債権回収 取組事例の報告

平成24年11月20日

弁護士 西尾政行
(東京弁護士会所属)

第1 江戸川区(東京都)生活一時資金貸付金

1 事件受任までの取組

- (1) 平成17年9月 債権管理に関する職員研修
- (2) 平成17年10月 債権管理条例の制定
- (3) 平成18年5月 債権管理マニュアルの策定
- (4) 平成18年4月～ メール相談
→ 資料1 参照

2 事件受任件数

平成19年度	100件
平成20年度	200件
平成21年度	1000件
平成22年度	1000件
平成23年度	705件
(合計)	3005件)

3 貸付制度の概要 (資料2① 参照)

- (1) 目的 : 生活資金が一時不足する区民に対し、一時的な資金を貸し付けることにより、その生活の安定を図ること (条例1条)
- (2) 貸付金額 : 一世帯につき30万円まで。区長が特に必要と認める場合は50万円まで (条例3条)
- (3) 償還期間 : 貸付け日の属する月の翌月から起算して25か月以内 (条例7条)
- (4) 利率等 : 利率=年1.5パーセント (条例6条)
延滞金=償還期限の翌日から年7.3パーセント (条例9条)
- (5) 連帯保証人 : 必須 (条例11条)

4 事件処理の概要

- (1) 弁護士名での督促状の発送 → 反応あり → 納付相談 → 分納合意等
→ 反応なし → 訴訟提起
- (2) 納付相談後の処理 (資料5 参照)
ア 分納合意 (地方自治法施行令171条の6、債権管理条例12条)

自治体債権回収 取組事例の報告

- イ 暫定合意（地方自治法施行令171条の6、債権管理条例12条）
- ウ 債務承認（民法147条3号の「承認」に該当。時効中断事由となる）
- エ 徴収停止（地方自治法施行令171条の5、債権管理条例11条）
- オ 債権放棄（債権管理条例14条）
- カ 措置不要
- キ 交渉継続
- ク 訴訟提起（地方自治法施行令171条の2）

（3）訴訟の特徴

- ア 訴訟提起はすべて東京簡易裁判所
- イ 事実関係に争いのない事案がほとんど → 大半は第1回期日で弁論終結
- ウ 和解に代わる決定（民事訴訟法275条の2）の活用
- エ 送達にやや難あり

5 課題、工夫、留意点など

- （1）少額・大量の案件をいかに効率的・統一的に処理するか
 - ・ 専従事務局の設置、執務要領の作成、納付相談会の実施
- （2）地方自治法・同施行令、債権管理条例等の遵守と活用
 - ・ チェックマン制度
- （3）債務者が生活保護を受給している場合の措置
- （4）配偶者が納付相談に来た場合の措置

6 実績等

資料8 参照

第2 浦安市(千葉県)奨学資金貸付金

1 事件受任件数

平成20年度	27件
平成21年度	41件
平成22年度	32件
平成23年度	24件
平成24年度	20件

2 制度の概要・特徴（資料9 参照）

- （1）貸付金額：公立高校の場合
 - 入学準備金10万円以内
 - 修学金月額1万2000円以内（年14万4000円以内）
- （2）償還期間：正規の修学期間を終了した月の6か月後から10年以内に、月賦、半年賦又は年賦の均等払方式により返還（条例10条）

自治体債権回収 取組事例の報告

- 期限の利益喪失約款なし
- (3) 利率等 : 利息なし (条例5条2項)
延滞金=返還すべき日の翌日から年14.5パーセント (条例14条)
- (4) 書類上の借主は奨学生 (貸付当時は中学生、高校生)、実際の手続は親
→ 借受人の否認が生じやすい類型
- (5) 借用証書及び返還計画書は奨学金を受領し終わった後に提出する (施行規則10条、10条の2)。
→ 借用証書等を提出しない者が相当数いる。

3 課題、工夫、留意点など

- (1) 借用証書が提出されていない場合の取扱い
→ 条例10条を根拠に卒業後1年半後から10年の年賦払いとして請求 (資料11 参照)
- (2) 納付相談は土日も対応
- (3) 訴訟・償還期限未到来分がある案件については将来給付請求 (民事訴訟法135条) もする。
(資料12、13 参照)
- (4) 借受人 (子) が本当に借入を認識していなかった場合、借受人に請求できるか (すべきか) ?
- ① 親権者は子を代表して、子のために金銭の借受等の法律行為をすることができる (民法824条)
 - ② 民法826条の利益相反行為に該当するかどうかは、親権者が子を代理してした行為自体を外形的・客観的に考察して判定すべきであって、親権者の動機・意図をもって判定すべきでない (最高裁判所42年4月18日判決)。
 - ③ 親権者が子の法定代理人として、子の名において金員を借受けた場合、仮に借受金を親権者自身の用途に充当する意図であっても、かかる意図のあることのみでは、民法826条所定の利益相反行為にはする行為とはいえない (最高裁判所昭和37年10月2日判決及び)

4 実績等

資料14 参照

第3 東京都A区 住宅使用料

1 紹介する趣旨

債務者が分割払いを希望している場合の処理方法 (訴訟以外の解決方法)

2 事件処理の概要

督促状 → 納付相談 → 仮合意書作成 → 訴え提起前の和解（即決和解）

3 工夫点

(1) 分割合意書に即決和解に応じる旨及びこれに応じないときは期限の利益を喪失する旨の条項を設ける。

→ 資料15 参照

(2) 和解条項に不履行の場合の明渡し条項を設ける。

→ 資料16 参照

4 即決和解と公正証書作成の違い

(1) 即決和解は議会の議決又は専決処分が必要（公正証書は不要）

(2) 即決和解は不履行の場合の明渡し条項を設けることが可能（公正証書は不可）

(3) 費用：即決和解は印紙代が一律2000円。

公正証書は債務額や枚数により異なる。

第4 メール相談

1 概要

(1) 契約をした自治体からメールによる質問を受け、メールで回答をするもの。

(2) 回答は主査と副査の2名で協議のうえ、メール相談メンバーへの回覧及び責任者のチェックを経た上で、原則として質問受付後2週間後に最終回答を自治体に送付する。

(3) 平成24年11月1日現在、8団体と契約。自治体とのやりとりはすべて事務局を通じておこなうのを原則とする。

2 具体的な流れ

例：平成24年11月1日に江戸川区から質問を受けた場合

(1) 「平成24年11月8日（木）」までに主査と副査が協議して、メール相談のメンバーのメーリングリスト（ML）に回答案を載せて、メンバーの閲覧に供する。

(2) 事務局から「平成24年11月8日（木）」に江戸川区へ一次回答として送付する。

(3) 上記回答案に意見のあるMLメンバーは、MLに意見を載せる。

(4) （意見があった場合）担当者は、上記意見を踏まえて、訂正すべき点があれば、回答を作成し、MLに載せる。（11月14日（水）まで）

(5) 責任者の了解を経て、「平成24年11月15日（木）」に事務局から江戸川区へ最終回答を送付する。

3 課題

【添付資料】

- 1 「江戸川区の債権管理に関する取り組みと弁護士の活用」
- 2 ① 江戸川区生活一時資金貸付条例、同施行規則
- 2 ② 江戸川区の私債権の管理に関する条例、同施行規則
- 3 生活一時資金貸付金 滞納者カード（サンプル）
- 4 督促状（サンプル）
- 5 面談後の流れ
- 6 面談結果報告書（サンプル）
- 7 チェック担当者の意見書（サンプル）
- 8 生活一時資金貸付金経過報告（計6枚）
- 9 浦安市奨学資金貸付条例、同施行規則
- 1 0 催告書（借用証書等提出済の場合のサンプル）
- 1 1 催告書（借用証書等未提出の場合のサンプル）
- 1 2 訴状（サンプル）
- 1 3 和解条項（浦安市）
- 1 4 浦安市 奨学資金貸付金 回収額等内訳
- 1 5 仮合意書（サンプル）
- 1 6 和解条項（A区）

以上